

2) 緑の基本計画策定後の施策実績

鎌倉市における、緑の基本計画の策定（平成8年4月）から平成12年度末までの5年間の緑化施策の内容及び実績は、次のとおりである。

(1) 緑の保全に係る施策の内容と実績

施 策	内 容	実績（平成8～12年度）
歴史的風土保存区域、同特別保存地区の指定	歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の指定拡大を要請し、国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承する。	国の歴史的風土審議会の審議を経て、平成12年3月に歴史的風土保存区域の指定拡大（14地区、計33.0ha）を告示 歴史的風土保存区域：989ha 同特別地区：570.6ha
近郊緑地保全区域、同特別保全地区の指定	近郊緑地保全区域の指定拡大と近郊緑地特別保全地区の指定を要請し、鎌倉市の良好な都市環境の形成に重要な役割を果たすとともに、首都圏の緑地系統を構成する丘陵の緑地を広域的な観点から保全する。	近郊緑地保全区域及び同特別保全地区の指定候補地1箇所に対して、条例に基づく緑地保全推進地区をつなぎ策として指定（平成12年4月28日） 岩瀬地区：15.62ha
風致地区の指定	風致地区の指定拡大に努力し、風格ある鎌倉市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を鎌倉らしさを特色づける、優れた景観資源として一体的に保全する。	風致地区 2,185ha
緑地保全地区の指定	市街化区域内に位置する緑地のうち、環境保全や景観形成又は防災上特に重要性の高い良好な樹林地に対して緑地保全地区を指定し、保全する。なお、このうちの10ha以上の規模を有する緑地に対しては、県による緑地保全地区の指定を要請する。	緑地保全地区の指定候補地4箇所に対して、条例に基づく緑地保全推進地区をつなぎ策として指定 岡本地区：5.19ha 昌清院地区：1.02ha 寺分一丁目地区：2.45ha 小動岬地区：0.83ha
保安林の指定	保安林の指定拡大を要請し、都市の自然的環境の基盤をなし、土砂の流出防止や風致の保持等に重要な役割を果たしている丘陵の樹林地を保全する。	保安林 171ha
自然環境保全地域の指定	自然環境保全地域の指定の継続を図り、大船地域に残る丘陵の良好な自然的環境を保全する。	自然環境保全地域 17.9ha
文化財の指定	史跡、名勝、天然記念物等の文化財指定の継続を図り、国民共有の財産である古都鎌倉の歴史的遺産を保護して次代に継承する。	史跡2件（稲村ヶ崎、和賀江島）天然記念物2件を新たに指定 史跡：37件、名称：3件、天然記念物：34件

施 策	内 容	実績（平成8～12年度）
保存樹林の指定	市条例に基づく保存樹林の指定拡大を図り、鎌倉の風致の維持に機能する美観的に優れた樹林、樹木、生垣を保全する。この保存樹林等の指定を受けたものに対しては、奨励金を交付する。	新規指定：樹林57,108㎡、 樹木16本、生垣1,018㎡ 指定解除：樹林45,860㎡、 樹木8本、生垣1,296㎡ 指定変更：樹林135,079㎡、 樹木18本、生垣141㎡ 計 樹林:3,504,107㎡ 樹木:374本 生垣:14,099㎡
都市公園・緑地の整備	景勝地、谷戸の緑地、市街地に面する斜面緑地、歴史的文化遺産等を都市公園・緑地として整備することにより、これらの良好な自然的環境や優れた歴史的環境を保全する。	緑地：10箇所、1.17ha 街区公園：29箇所、1.37haを 市へ移管 計 緑地：93箇所、70.8ha 街区公園：193箇所、19.1ha 風致公園の計画候補地である 六国見山森林公園に対して、 条例に基づく緑地保全推進地 区をつなぎ策として指定 六国見山森林公園：9.74ha
歴史的風土特別保存地区、 近郊緑地特別保全地区及 び緑地保全地区内での申 請に基づく土地の買入れ	歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区及び緑地保全地区内については、申請に基づく土地の買入れを行い、これらの優れた自然的環境を有する土地の公有地化を図る。	歴史的風土特別保存地区内の 土地20.00haを買入れ 計 49.02ha
緑地保全基金による土地 の買入れ	市指定の緑地保全地区や市要綱に基づく緑地保全契約、緑地使用契約の対象地に対して、緑地保全基金を活用した土地の買入れを行い、良好な樹林地の公有地化を図る。	緑地保全地区の指定候補地で ある岡本、常盤山、天神山等 10件の緑地4.67haを買入れ 計 23件、14.00ha
緑地管理機構による土地 の買入れ	将来的に、公的な緑化推進団体である緑地管理機構の育成を図り、市指定の緑地保全地区指定地や市民緑地締結地内での土地の買入れや管理を行って、良好な樹林地を確保する。	—
市民緑地契約の締結	市街化区域内やその周囲に分布する緑地のうち、散策や自然観察等に適した要件をもつ緑地に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地等の保全を図るとともに、身近な自然とのふれあいの場を確保する。	—
緑地保全契約の締結	秩序ある市街地の形成や、良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす市街化区域及びその周辺地域の樹林地に対して、土地所有者の協力を得て緑地保全契約を締結し、保全する。	新規契約 172,296㎡ 指定解除 13,111㎡ 計 126件 679,840.40㎡
緑地使用契約の締結	市街化区域や周辺地域に分布する樹林地の一部を、土地所有者の協力等により、市民の身近な自然とのふれあいの場として整備し、開放する。	—
施策検討地区としての位 置づけによる保全	市街化区域内の三大緑地の一つである広町の緑地を施策検討地区として位置づけ、施策適用の方針を当面検討する。	鎌倉市緑政審議会答申を受け、 保全型都市公園（都市林）と しての保全を基本方針とした （平成12年8月28日） 答申：平成12年7月31日
トラスト運動との連携	（財）鎌倉風致保存会等との連携による緑地保全を進める。	風致保存会への助成及び風致 保存基金積立金の寄付 風致保存会の「みどりのボランティア

施 策	内 容	実績（平成8～12年度）
		7」による樹林管理、世界遺産登録に向けての活動など
植林の補助	樹林地の自然的環境の保全・回復を図るため、100～10,000㎡までの土地に植林を行う市民に対し、植栽等に要する標準経費の8/10を補助する。	平成3年以降実績が無いため、補助要綱廃止 (平成10年3月27日)
樹林管理事業の推進	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、自然環境保全地域及び緑地保全推進地区の樹林地を保全するため、市が予算の範囲内で樹林地の管理を行う。	佐助・御成地区、八幡宮地区、山ノ内・今泉地区、浄明寺・十二所地区、大町・材木座地区の樹林地を対象に実施 その他、長谷・極楽寺地区を加え6地区を年1地区毎実施
緑地保全基金の充実	緑の保全に係る事業の円滑な推進を図るため、その財源となる緑地保全基金を充実する。 (この基金を活用し、緑地保全契約奨励金の交付、市指定の緑地保全地区及び緑地保全契約地等の緑地の買入れなどを行う。)	基金積立額 約24.43億円 基金処分額 約22.45億円 基金残額 約55.05億円
世界遺産一覧表への登載	古都鎌倉の歴史的風土を次代に継承するため、世界遺産一覧表への登載を国に要請する。	切通詳細分布調査及び切通遺構確認調査を実施 (極楽寺、大仏、仮粧坂、亀ヶ谷・巨福呂坂、鷲峰山・天台山、杉本城・釈迦堂口、朝夷奈切通) 大仏重要遺跡確認調査
農用地区域の指定継続	都市近郊農業の健全な発展と無秩序な市街地の連坦防止を図るため、農用地区域の指定を継続し、市の農業拠点を形成する一団の農地を保全する。	農用地区域 47.9ha
生産緑地地区の指定	都市における農地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区を指定する。将来的にはその一部を都市公園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用する。	追加指定：4箇所 指定拡大：5箇所 指定縮小：2箇所 廃止：2箇所 計 151箇所 (18.4ha)
農業緑地の指定	緑と調和した市街地の形成と、都市農業生産者の育成を図るため、農業緑地の指定を継続し、優良な市街化区域内農地を保全する。	30,895㎡ 奨励金 40円/㎡ 平成13年度から制度廃止
市民農園の整備	土とのふれあいを通して市民の緑への理解を深めてもらうため、土地所有者の協力を得て、市域に分布する農地の一部（農用地や農業緑地を除く）を市民農園として整備し、開放する。	2箇所 177区画 4,255㎡

(2) 緑の整備に係る施策の内容と実績

施 策	内 容	実績 (平成 8 ～12年度)
街区公園の整備	市街化区域内に配置されている既設街区公園を、地域住民の幅広い利用に対応できる公園として再整備する。	4 箇所の街区公園を整備
近隣公園、地区公園の整備	国の都市公園等五箇年計画や都市計画中央審議会の答申「歩いて行ける範囲内の公園のネットワークの整備」に沿って、近隣公園、地区公園の整備を推進する。	近隣公園 1 箇所を整備
総合公園の整備	鎌倉市民のレクリエーション活動や、自然環境の保全の拠点となる総合公園の早期整備を目指す。	鎌倉中央公園の整備 平成 9 年 1 月 1 日一部共用開始 約8.5ha 用地取得：45,374㎡ 計 210,107.90㎡ 97.95% 整備工事：園路、植栽、管理事務所、休憩舎等
風致公園、歴史公園の整備	市域に分布する眺望地点、谷戸、水辺地、庭園、歴史的遺産等の自然資源、歴史文化資源の一部を鎌倉の自然や歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園として整備する。	夫婦池公園を整備 用地取得：25,051㎡ 計 39,499.93㎡ 64.86%
緑地の整備	身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存開発緑地を緑地として整備し、確保するとともに、新たな開発区域における斜面緑地の一部を緑地として整備する。	1 箇所を整備
遊歩道の整備	楽しく歩ける鎌倉のまちづくりに向けて、既設のハイキングコースに加え、丘陵地の山道や河川等を利用した新たな遊歩道を整備する。	「鎌倉自然と歴史のふれあいの道」パンフレットづくり
歩道の整備・充実	街路樹の植栽が可能な都市計画道路については、快適性の高い緑をもつ歩道を設置し、市街化区域におけるレクリエーションルート、災害時の避難路としての機能を持たせる。	歩道整備：2 路線 街路樹管理： 路線
まちづくり空地（良好な市街地環境又は歩行者空間の拡充に供する空地をいう。）の整備	鎌倉市開発事業指導要綱に基づき、商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で、特に重要と認める地区において開発事業を行おうとするときは、まちづくり空地を設置するよう誘導する。	33件 1,252㎡を整備

(3) 緑の創造に係る施策の内容と実績

施 策	内 容	実績（平成8～12年度）
緑地協定の締結	風格ある鎌倉の都市景観を特色づける谷戸部等の豊かな住宅地の緑を保全するとともに、スプロール市街地等での緑の創造を図るため、緑地協定の締結の促進を図り、地域住民主体による緑化を推進する。	1箇所 寺分一丁目地区 1.37ha
風致地区、開発区域内の緑化指導	緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、風致地区や宅地開発指導要綱に基づく開発区域内での緑化指導を推進する。	4年間で3,108件の緑化指導を実施
緑化モデル地区の指定及び地区内での緑化事業	緑豊かなまちづくりの実現に向けて、地域住民と行政が一体となって、各種の緑化事業を重点的に実施する緑化モデル地区制度を制定する。 緑化モデル地区の規模は10ha程度とし、概ね10年間の継続事業とする。 モデル地区内では、緑地協定等により民有地の緑化を進めるとともに、公共建物、道路等の公共施設の緑化についても積極的に進める。	緑化モデル地区 ー 緑化事業：2自治会、3町内会、1商店会、1景観形成地区で緑化事業を実施1,597本の苗木を配布
まちづくり推進地区及び景観形成地区内での緑化指導	潤いと安らぎのある快適なまちづくりの実現に向けて、鎌倉市まちづくり条例に基づく「まちづくり推進地区」内や鎌倉市都市景観条例に基づく「景観形成地区」内での緑化を誘導する。	まちづくり推進地区：ー 景観形成地区：2 緑化モデル地区内の緑化事業を1地区で実施
接道緑化の奨励	緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業等が住宅、店舗、商業ビル、事業所等の接道部を緑化する場合、その経費の一部を補助する。 市民の緑化活動に対する助成については、これまで生垣の設置を対象に行ってきたが、接道部への高木植栽等についても助成の対象とする。緑化にあたっては、市が土地利用や立地条件等に応じた緑化指導を行う。	接道緑化の奨励 172件 延長 3,098.2m まち並み緑の奨励 36件 (平成12年7月から) 延長 668.7m
グリーンバンク制度	不要になった樹木を受け入れ、必要とする家庭等へ配布するグリーンバンク事業を推進する。	受け入れ 34件 502本 払出し 78件 499本
公共建物の緑化	市街地での緑の回復と都市景観の向上を図るため、市管理の公共建物敷地に対する緑化を推進する。 緑化にあたっては、公共施設の緑化基準に沿って緑化することとし、施設の機能や特性に応じた緑化を推進する。	小学校：4校 その他：3箇所 (1,847本の植栽)

施 策	内 容	実績（平成 8 ～12年度）
道路の緑化	公園、河川と結ぶ市街化区域内での緑のネットワークの形成に向けて、今後整備する都市計画道路及び既設道路の緑化を推進する。	住宅内街路： 9 箇所 9,761本の植栽
鎌倉山桜並木保存計画の推進	広く市民に親しまれている鎌倉山の桜並木を、地域住民と一体となって保存する。	天狗巢病枝の伐採 563本
公園の緑化	緑豊かな生活空間の形成を図るため、既設の都市公園等に対する緑化を推進し、市街地内での緑の拠点づくりを目指す。 この場合、当面は街区公園を中心とする緑化面積が30%未満の公園について緑化することとし、他の公園等についても漸次緑化を推進する。	公園： 6 箇所 4,966本の植栽
河川環境の整備	快適性の高い都市環境の形成を図るため、市域を流れる河川環境の回復と水質の浄化を図り、市民が水辺に親しめる水辺環境を整備する。河川環境の整備にあたっては、今後の河川整備の方針を定めた鎌倉市雨水配水整備基本計画に基づき事業を推進する。	扇川での多自然型川づくり

(4) 緑の啓発に係る施策の内容と実績

施 策	内 容	実績（平成8～12年度）
公的な緑化推進団体（緑地管理機構）の育成	（財）鎌倉市公園協会、（財）鎌倉風致保存会等の機構の充実を図り、公的な緑化推進団体を育成する。	—
民間の緑化推進団体の育成	緑の啓発運動の一環として、樹林地や身近な公園、街路等を地域住民が自主的に維持・管理するためのかまぐら森愛護会、公園愛護会、街路樹愛護会等の民間の緑化推進団体を育成する。また、市街地緑化のモデルとなる地区環境を、地域住民が主体となって創造するための住民団体を育成する。	公園愛護会や街路樹愛護会による活動 公園愛護会：55団体 街路樹愛護会：18団体
地域緑化指導者の育成	緑の学校の受講終了者を対象に緑化講習会を実施し、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成する。	緑の学校の開催 57回 受講者数：2,256人 緑の学校修了者講習会 受講者数：109人
緑のレンジャー・森林ボランティアの育成	緑の啓発活動の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー・森林ボランティアを育成する。	活動回数：ジュニア57回 シニア 74回
各種講習会の開催・充実	緑の知識の普及の一環として実施している「緑の学校」をはじめとして、生垣講習会、樹木の剪定講習会、緑化モデル地区講習会などの開催・充実に努める。	講習会等の開催 40回
緑化窓口の充実	都市緑化の普及を図るため、緑に関する情報の提供等の窓口となる緑の相談所を鎌倉中央公園に設置するほか、市民の緑化相談に幅広く対応できるよう、緑化窓口の充実に努める。	2,956件の相談受け付け
学校での環境教育との連携	郷土の自然に対する知識を高めるため、学校教育の場において子供達が楽しみながら自然の重要性、しくみ、人々の生活との係わり等を学べるような実践的な環境教育活動を取り入れるとともに、こうした教育活動と連携する形で自然観察会等を実施する。	こどもエコクラブ 137団体、1703人 環境出前教室 32回、1202人 ビオトープ整備：1校 緑行政説明：3校
緑化キャンペーンの実施	緑化意識の高揚の一環として、市の木・市の花の普及、記念樹の配布、かまぐら緑の50選の指定、みどりとふれあう古都の道の指定、緑化ポスター緑化標語コンクール等を実施する。	緑の募金：かながわトラストみどり財団の支援

施 策	内 容	実績（平成 8 ～12年度）
環境フェア（緑化まつり）の開催	緑を含む環境意識の高揚に向けたイベント活動として、「鎌倉市環境フェア」を開催する。	5 回開催 延入場者数 5,600人
緑の顕彰制度の制定	緑化に対する普及啓発の一環として、鎌倉の緑化に功績のあった個人や団体を表彰するための、緑の顕彰制度を制定する。 ・地域の緑化活動や緑の保全に功績のあった個人、民間団体、学校等 ・緑化を積極的に推進している事務所等	緑化ポスター、標語コンクール等を 5 回開催 ポスター99校 標語32校、 壁新聞 4 校が参加
緑化パンフレット等の配布	緑に関する情報伝達のメディアとして、市民の要望に沿った各種の緑化パンフレット等を作成し、配布する	「緑の手引き」「緑の手帳」を緑の学校、緑のレンジャーのテキストとして活用
国際的な自然環境保護機関への支援	市民が地球環境の保全に直接的に係われるよう、国際的な自然環境保護機関である I T T O（国際熱帯木材機関）、WWF（世界自然保護基金）、J A T A N（熱帯林行動ネットワーク）等への支援に参加できるしくみを整える。	日本・ブラジル親善クレセールプロジェクトinかながわ開催（H10） 熱帯材の使用合理化